

## 令和8年度多言語行政生活情報提供事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 企画提案書の募集を行う委託業務の概要

---

#### (1)名称

令和8年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

#### (2)業務内容

「令和8年度多言語行政生活情報提供事業業務委託仕様書」のとおり

#### (3)委託期間

令和8年3月2日(月)から令和9年3月31日(水)まで

#### (4)契約上限額

5,731,770円 (消費税及び地方消費税を含む)

### 2 参加資格・落札資格に関する事項

---

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1)当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3)三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4)三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5)三重県税または地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

---

#### (1)質問の受付期間

令和8年1月22日(木)正午まで

#### (2)質問の提出先

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班 担当:野呂

メールアドレス:[tabunka@pref.mie.lg.jp](mailto:tabunka@pref.mie.lg.jp) 電話番号:059-222-5974

※担当課あて電子メールで提出のうえ、電話にて着信の確認を行うこと。

#### (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、企画内容や他の応募者からの提案書提出状況等に関する照会は受け付けることができない。

#### (4) 質問への回答

令和8年1月27日(火)までに三重県ウェブサイト(業務委託:企画提案コンペ公告)に掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

### 4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提案された企画提案資料及びプレゼンテーションの内容について、別に設置する「令和8年度多言語行政生活情報提供事業企画提案コンペ選定委員会」にて審査を行い、最優秀提案を選定する。

#### (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）の提出

①提出期限	<u>令和8年1月29日（木）正午 必着</u>
②提出先	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班 (〒514-0009 津市羽所町700アスト津3階)
③提出方法	上記提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により 提出 ※メール及びファクシミリでの提出は受け付けない
④受理の確認	企画提案コンペ参加資格確認申請書を送付する場合は、提出 期限までに電話にて担当課・連絡先に受理の確認をすること

#### (2) 企画提案資料の提出

①提出期限	<u>令和8年2月13日（金）正午 必着</u>
②提出先	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班 (〒514-0009 津市羽所町700アスト津3階)
③提出方法	上記提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により 提出 ※メール及びファクシミリでの提出は受け付けない
④受理の確認	企画提案資料を送付する場合は、提出期限までに電話にて担 当課・連絡先に受理の確認をすること

#### (3) 参加資格確認結果の通知

令和8年2月9日(月)までに電子メール又は電話により通知します。

#### (4) プレゼンテーションの実施

①日時 令和8年2月18日(水) 10時30分から12時00分まで(予定)  
※プレゼンテーションの実施日時は、提出期限以降に、企画提案資料記載の連絡先に連絡する  
※応募件数等、事情により変更になる場合がある

②場所 みえ県民交流センター ミーティングルームA(津市羽所町700アスト津3階)

③その他 出席者は各事業者2名以内とする。プレゼンテーション時にスクリーン・プロジェクターを使用する場合は、企画提案資料提出期限までに申し出ること。

#### (5) その他

- ・コンペ参加者説明会は実施しません。
- ・企画提案コンペの選定結果は、令和8年2月20日(金)頃に通知します。

## 5 令和8年1月29日（木）正午までに提出を求める企画提案資料の内容

---

### （1）企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

第2項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類

## 6 令和8年2月13日（金）正午までに提出を求める企画提案資料の内容

---

### （1）企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

書類の体裁は、原則A4判・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上とする。

構成は次のとおりとし、内容については履行可能なものをできる限り具体的に記載すること。

#### ①実施主体

1 団体名、所在地、組織図、業務実施体制など

2 同様の事業についての実績の有無とその内容、事業を遂行するための技術やノウハウ

#### ②事業内容

少なくとも次の項目を含んで具体的に提案すること。

1 基本方針

2 使用サーバーの概要

3 情報発信関連の実績

4 多文化共生関連の実績

5 外国人住民・関係団体との連携方法

【MieInfoに掲載する情報の企画・制作・管理に係る業務】

6 自社で対応できる言語（外部発注を除く）

7 掲載内容のチェック体制

【MieInfoの企画・維持に係る業務】

8 サイトのデザイン、構成方針

9 セキュリティ体制の概要

#### ③進行管理の体制

業務を円滑に進行できる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案すること。

### （2）見積書 8部（正本1部、副本7部）

費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とすること。また、契約額は課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積書記載金額の100分の110に相当する金額とする。なお、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

### (3) 提案事業者の概要書 8部（正本1部、副本7部）

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、沿革等を簡潔に記載したもの。

### (4) 契約実績証明書（第3号様式） 1部

## 7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定する。

なお、専門性及び情報収集・発信の項目については、配点を2倍とする。

項目	観点
企画性	目的を的確に汲み、事業成果が見込めるか ・確実に遂行できる企画であるか ・事業者の特性を生かした企画内容となっているか
計画性	適切なスケジュールか 必要となる経費が適切に見積もられているか
専門性	実行するための専門的知識を有しているか ・取材及びウェブサイト運営のノウハウ ・多言語対応可能な従業員などの高度な人材 ・多文化共生に関する理解 ・外国人コミュニティ・他団体・他機関との信頼関係
情報収集・発信	ニーズや最近の傾向などの情報収集、発信の仕組みがあるか ・外国人住民のニーズや状況を把握する仕組みを有しているか ・外国人住民への情報発信の方法・内容が十分か
即応性	県からの指示に対し、迅速で柔軟な対応が可能か ・状況に応じて臨機応変な対応が可能か ・不測の障害が発生しても事業が間断なく続けられる体制を有しているか

## 8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (3) 参加に際して事実に反する申込や提案などの不正行為があつたとき
- (4) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき

(5)その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき

## **9 最優秀提案者に求める書類の提出**

---

最優秀提案者は下記を提出すること。

- ①消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し 1部
- ②三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し 1部
- ③三重県電子調達システム(物件等)に利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

## **10 契約方法に関する事項**

---

- (1)契約条項は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において示す。
- (2)契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

- (3)契約は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行う。
- (4)契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

## **1.1 監督及び検査**

---

契約条項の定めるところによる。

## **1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期**

---

契約条項の定めるところによる。なお、必要と認められる場合は、契約金額の8割以内の額の前金払ができる。

## **1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨**

---

日本語及び日本国通貨に限る。

## **1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除**

---

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## **1.5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置**

---

- (1)受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 「17 担当課」に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## **1.6 その他**

---

- (1)企画提案に要する費用は各提案者が負担すること。
- (2)企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の

変更は認めない。

- (3) 本業務により収集した住所、名前、連絡先等の個人情報は本業務にのみ使用する。また、個人情報の保護に関する法律に従って適切に管理し、公表はしない。
- (4) 提出のあった企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定による。

## **17 担当課・連絡先**

---

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班 野呂

〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階

Tel 059-222-5974 Fax 059-222-5984 Email [tabunka@pref.mie.lg.jp](mailto:tabunka@pref.mie.lg.jp)